

小田原市民ホール条例をここに公布する。

令和 2 年 3 月 4 日

小田原市長 加 藤 憲 一

小田原市条例第 1 号

小田原市民ホール条例

(設置)

第 1 条 芸術文化創造の拠点として市民の芸術文化活動を推進するとともに、交流活動の機会を提供し、これらによるまちのにぎわいの創出を図ることにより、芸術文化の振興並びにまちなかの回遊性の向上及びまちの活性化に寄与するため、小田原市民ホール（以下「市民ホール」という。）を小田原市本町一丁目 7 番 5 0 号に設置する。

(施設)

第 2 条 市民ホールに、大ホール、小ホール、楽屋、スタジオ、練習室、展示室、ギャラリー回廊その他の施設を設置する。

(事業)

第 3 条 市民ホールは、第 1 条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 市民ホールの施設及び設備を住民の利用に供すること。
- (2) 芸術文化の振興に関する事業の企画及び実施に関すること。
- (3) 観光、国際交流、福祉、教育、産業等との連携によるまちのにぎわいを創出する取組に関すること。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事業

(開館時間)

第 4 条 市民ホールの開館時間は、午前 9 時から午後 1 0 時までとする。ただし、市長は、特に必要があると認めるときは、臨時に開館時間を変更することができる。

(休館日)

第 5 条 市民ホールの休館日は、次のとおりとする。

- (1) 毎月第 1 月曜日及び第 3 月曜日（これらの日が国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、

その翌日以後最初の休日以外の日)

(2) 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日までの日

2 前項の規定にかかわらず、市長は、特に必要があると認めるときは、臨時に休館し、又は休館日に開館することができる。

(施設の使用許可)

第6条 別表に掲げる施設を使用しようとする者は、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の許可（以下「使用許可」という。）により連続して施設を使用することができる期間は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(1) 大ホール、小ホール、楽屋及びスタジオ 7日以内

(2) 練習室 1日以内

(3) 展示室 次に掲げる場合の区分に応じ、次に定める期間

ア 全面を使用する場合 14日以内

イ 一部を使用する場合 7日以内

(4) ギャラリー回廊 14日以内

3 市長は、使用許可をするに当たり、管理上必要があると認めるときは、その使用について条件を付することができる。

4 市長は、使用許可の申請があった場合において、当該申請に係る使用が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その使用を許可しないことができる。

(1) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあるとき。

(2) 施設又は設備を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市民ホールの管理上支障があると認めるとき。

(使用料)

第7条 使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、別表に定める額（付帯設備の使用にあつては、規則で定める額）の使用料を納付しなければならない。

2 使用料は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期限までに納付しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(1) 施設の使用料 使用許可の際（施設を使用しようとする日の属する月の2月前の

月の初日までに使用許可を受けた場合にあっては、使用許可を受けた日から14日以内の日)

(2) 付帯設備の使用料 市長が指定する日

(3) 使用許可を受けた事項の変更に係る使用料 市長が指定する日
(使用料の減免)

第8条 市長は、特に必要があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の不還付)

第9条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を還付することができる。

(1) 使用者の責めに帰さない理由により施設又は設備を使用することができないとき。

(2) 使用者が、規則に定める日までに、使用許可を受けた事項の変更を申請して市長が許可したとき又は使用の取りやめを申し出たとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めるとき。

(使用許可の取消し等)

第10条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、使用許可を取り消し、又は使用を中止させることができる。

(1) 偽りその他不正な手段により使用許可を受けたとき。

(2) 第6条第3項の条件に違反したとき。

(3) その使用が第6条第4項第1号又は第2号に該当するに至ったとき。

(4) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、市民ホールの管理上支障があると認められるとき。

2 前項の規定により使用許可を取り消され、又は使用を中止させられ、それによって使用者に損害が生じた場合においても、市は、その賠償の責めを負わない。

(目的外使用等の禁止)

第11条 使用者は、許可を受けた使用目的以外の目的で施設又は設備を使用し、又はその権利を他人に譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(特別の設備)

第12条 使用者は、使用する施設に特別の設備をしようとするときは、市長の承認を受けなければならない。

(原状回復)

第13条 使用者は、施設若しくは設備の使用を終えたとき又は第10条第1項の規定により使用許可を取り消され、若しくは使用を中止させられたときは、直ちに原状に復さなければならない。ただし、市長の承認を受けたときは、この限りでない。

(入館の制限)

第14条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、市民ホールへの入館を拒み、又は退館を命ずることができる。

- (1) 公の秩序若しくは善良の風俗を乱し、又はそのおそれがあると認められる者
- (2) 施設若しくは設備を損傷し、若しくは滅失し、又はそのおそれがあると認められる者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、市民ホールの管理上支障があると認められる者

(販売行為等の禁止)

第15条 何人も、市長の許可を受けなければ、市民ホールの敷地内において物品の販売、広告、宣伝、寄附募集その他これらに類する行為をしてはならない。

(損害賠償)

第16条 使用者又は入館者は、市民ホールの施設又は設備を損傷し、又は滅失した場合において、原状回復ができないときは、その損害を賠償しなければならない。

(委任)

第17条 この条例に定めるもののほか、市民ホールの管理等に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(小田原市民会館条例の廃止)

- 2 小田原市民会館条例（昭和37年小田原市条例第25号）は、廃止する。

(準備行為)

- 3 市民ホールの施設の使用のため必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

別表（第6条、第7条関係）

1 大ホール

(1) 通常の使用料

区分		午前9時～ 正午	午後1時～ 午後5時	午後6時～ 午後10時
入場料等を徴収しない場合	平日	円 28,600	円 41,900	円 53,400
	日曜日、土曜日及び休日	33,400	49,000	62,400
入場料等を徴収する場合	入場料等の額が500円以下の場合	入場料等を徴収しない場合の使用料の額の100分の125に相当する額		
	入場料等の額が500円を超え1,000円以下の場合	入場料等を徴収しない場合の使用料の額の100分の150に相当する額		
	入場料等の額が1,000円を超え2,000円以下の場合	入場料等を徴収しない場合の使用料の額の100分の200に相当する額		
	入場料等の額が2,000円を超え3,000円以下の場合	入場料等を徴収しない場合の使用料の額の100分の250に相当する額		
	入場料等の額が3,000円を超え5,000円以下の場合	入場料等を徴収しない場合の使用料の額の100分の300に相当する額		
	入場料等の額が5,000円を超える場合	入場料等を徴収しない場合の使用料の額の100分の350に相当する額		

(2) 1階席のみ使用する場合の使用料 (1)の使用料の額の100分の70に相当する額

(3) 公演等に伴う商品の販売を行う場合の使用料 (1)又は(2)の使用料の額の100分の120に相当する額

(4) リハーサル、準備作業、撤収作業等（以下「リハーサル等」という。）を行う場合の使用料（1）の入場料等を徴収しない場合の使用料の額の100分の70に相当する額

(5) 練習（リハーサル等を除く。）を行う場合（使用しようとする日の29日前から7日前までに使用許可の申請があった場合に限る。）の使用料（1）の入場料等を徴収しない場合の使用料の額の100分の50に相当する額

2 小ホール

(1) 通常の使用料

区分		午前9時～ 正午	午後1時～ 午後5時	午後6時～ 午後10時
入場料等を徴収しない場合	平日	円 6,300	円 9,200	円 11,700
	日曜日、土曜日及び休日	9,500	14,000	17,800
入場料等を徴収する場合	入場料等の額が500円以下の場合	入場料等を徴収しない場合の使用料の額の100分の125に相当する額		
	入場料等の額が500円を超え1,000円以下の場合	入場料等を徴収しない場合の使用料の額の100分の150に相当する額		
	入場料等の額が1,000円を超え2,000円以下の場合	入場料等を徴収しない場合の使用料の額の100分の200に相当する額		
	入場料等の額が2,000円を超え3,000円以下の場合	入場料等を徴収しない場合の使用料の額の100分の250に相当する額		
	入場料等の額が3,000円を超え5,000円以下の場合	入場料等を徴収しない場合の使用料の額の100分の300に相当する額		
	入場料等の額が5,000円	入場料等を徴収しない場合の使用料の額の		

	円を超える場合	100分の350に相当する額
--	---------	----------------

(2) 公演等に伴う商品の販売を行う場合の使用料 (1)の使用料の額の100分の120に相当する額

(3) 商品の販売のみを行う場合の使用料 (1)の入場料等を徴収しない場合の使用料の額の100分の350に相当する額

3 楽屋

区分		午前9時～正午	午後1時～午後5時	午後6時～午後10時
大ホール	楽屋A	円 1,000	円 1,300	円 1,300
	楽屋B	800	1,100	1,100
	楽屋C	700	900	900
	楽屋D	1,200	1,600	1,600
	楽屋E	1,600	2,100	2,100
	楽屋F	1,500	2,000	2,000
小ホール	楽屋G	500	700	700
	楽屋H	500	600	600
	楽屋I	1,000	1,300	1,300

4 スタジオ

(1) 通常の使用料

区分		午前9時～正午	午後1時～午後5時	午後6時～午後10時
入場料等を徴収しない場合		円 3,400	円 4,500	円 4,700
入場料等を徴収する場合	入場料等の額が500円以下の場合	4,250	5,625	5,875

入場料等の額が 500 円 を超え 1,000 円以下の 場合	5,100	6,750	7,050
入場料等の額が 1,000 円を超え 2,000 円以 下の場合	6,800	9,000	9,400
入場料等の額が 2,000 円を超え 3,000 円以 下の場合	8,500	11,250	11,750
入場料等の額が 3,000 円を超え 5,000 円以 下の場合	10,200	13,500	14,100
入場料等の額が 5,000 円を超える場合	11,900	15,750	16,450

- (2) 公演等に伴う商品の販売を行う場合の使用料 (1)の使用料の額の100分の120に相当する額
- (3) 商品の販売のみを行う場合の使用料 (1)の入場料等を徴収しない場合の使用料の額の100分の350に相当する額

5 練習室

区分	午前9時～ 正午	午後1時～ 午後3時	午後3時30 分～午後5 時30分	午後6時～ 午後9時	午後6時～ 午後10時
練習室A	円 900	円 600	円 600	円 900	円 1,200
練習室B	900	600	600	900	1,200
練習室C	1,200	800	800	1,200	1,600

6 展示室

- (1) 通常の使用料

区分		午前9時～午後10時
全面を使用する場合	平日	円 12,600
	日曜日、土曜日及び休日	16,900
全面の4分の1を使用する場合	平日	3,200
	日曜日、土曜日及び休日	4,300

(2) 入場料等を徴収する場合及び展示に伴う商品の販売を行う場合の使用料

(1)の使用料の額の100分の350に相当する額

7 ギャラリー回廊

区分	7日間（各日午前9時～午後10時）
1階	円 8,300
2階	10,500

8 使用料に係る通則

(1) この表において「入場料等」とは、入場料、会費その他名称のいかんを問わず入場者が主催者に支払う料金をいう。

(2) 1大ホール(1)通常の使用料の表、2小ホール(1)通常の使用料の表、3楽屋の表、4スタジオ(1)通常の使用料の表、5練習室の表、6展示室(1)通常の使用料の表及び7ギャラリー回廊の表（以下「各施設の通常の使用料の表」という。）の規定による使用料については、各施設の通常の使用料の表に規定するもののほか、次のとおりとする。

ア 各施設の通常の使用料の表において入場料等の額が2以上に区分されている場合の使用料の区分は、1人当たりの入場料等の最高額による。

イ 各施設の通常の使用料の表の時間の区分における時間（以下「基本時間」という。）を超えて基本時間以外の時間に使用する場合の当該時間に係る使用料の額は、当該使用に係る基本時間（2以上の基本時間にわたって使用する場合にあっては、当該基本時間以外の時間の直近の基本時間）における1時間当たりの使用料の額に、当該基本時間を超えて使用する時間（当該時間が1時間に満たないとき又はこれに1時間未満の端数の時間があるときは、その満たない

時間又はその端数の時間を1時間として計算する。)を乗じて得た額とする。

ウ 2以上の基本時間にわたって使用する場合は、当該2以上の基本時間の間の基本時間以外の時間に係る使用料については、イの規定は、適用しない。

(3) 使用料の額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。